

町村合併後の人口推移は



高宮 正行

高宮 合併後の阿蘇市の人口は。橋本市民環境課長 7年間で17

70人の減少、十年後の推定人口は25993人と予測されます。

高宮 農業生産年齢人口の推移は。また十年後の予測は。

本山農政課長 平成17年1573人、平成22年1026人、十年後推定665人です。

高宮 農業後継者が減少している中、生産額、所得の推移は。

農政課長 平成18年度48億円、平成22年51億円、個人所得平均で146万円です。

高宮 農業生産年齢人口確保について問う。

渡邊経済部長 規模拡大を前提に、兼業と専業を分けて構造的に見直す必要があると思っています。

高宮 大規模化よりも一年通して農地を利用し収入を倍増する為の作物、生産技術を研究する組織が必要と思うが。



トマトハウスの風景

渡邊経済部長 冬場を利用して収益を上げる研究が必要と考えています。

高宮 既成概念を捨て露地栽培に適した作物を探す必要があります。

経済部長 露地栽培には収益率の問題と他産地との競争があります。そこを含めて冬場の対策が必要です。

宮川副市長 過去を含めお互い知恵を出し年間働けるシステムを作るしかない。将来性のある作物はまだある。経営としても成り立つ。しかしお互い勉強して行かないと前に進まないと思います。

通学路の安全対策は、万全か



森 元 秀 一

森元 最近登校中の児童の列に車

が突っ込む事故が多発している。危険箇所の掌握対策は、万全か。

岩下教育部長 文科省の方から県

の教育委員会を通じて、通学路の安全確保についての通知があつています。学校では、危険箇所のマップを作成し、校内の廊下に提示する等して児童生徒の注意喚起を呼びかけるなどの指導を行っています。今後安全確保の為に、登校あるいは下校中の事故防止について、しっかりと指導して、子どもたちの命を守っていくように務めて参ります。

アレルギー疾患対策について

森元 市における、小児アレルギーの実態は。

城健康福祉課長 アレルギーを保有している園児は18名です。

森元 「保育所ガイドライン」に沿った研修は行われているか。今後



児童の通学風景

他に、「阿蘇ゆるっと博」1年間の分析と今後の取り組みについて、「単身高齢者に緊急医療情報キッド配布を」、「軽度・中度難聴児の補聴器購入助成制度の創設について」の質問がありました。

健康福祉課長 ガイドラインを基に市内12園中、公立保育園4園について阿蘇市の管理栄養士が毎月献立を作成し配布しております。民営化された宮地それから内牧、黒川保育園の3園についても検証の意味もあつて本年度まで参考として配布しております。年2回の研修会に参加し、持ち帰って、全体研修を行っております。今後も研修会に参加して、食の安全対策に努めてまいります。

子育て支援、街づくり

部落事業計画要望書について



市 原 新

市原 区長さんから波野支所を通して提出された部落事業計画要望書の取扱い対応は、どうされているのか。

佐藤総務課長 部落事業計画要望書については、区の初会で取りまとめて頂き、1月中を目途に波野支所に提出して頂いています。波野支所で15行政区分をまとめて総務課に提出されますが、総務課では要望書を各担当課につなぎ、各担当課で要望書を精査、必要に応じ区長さんの立会いで現地調査確認をし、今後の対応について検討しています。

例年11月までに要望書に対する回答書を作成し、12月中に区長さんに結果をお知らせしています。

市原 要望書について、区長ヒアリングはされていないのか。

総務課長 各担当課が、必要に応じて実施しています。

市原 区長ヒアリングを行って、要望の内容を掌握していただきたい。

要望書では、道路関係、河川関係、交通安全施設整備関係、消防施設整備関係等があるが、交通安全施設関係と消防施設関係は良く取り組まれているが、道路関係が出来ていない。建設課長は、この要望書をどのようなように受け止めているのか。

伊藤建設課長 平成23年度波野地区の要望箇所は67ヶ所で2ヶ所実施いたしました。平成24年度は9ヶ所実施予定であります。波野地区だけでなく、旧阿蘇町、旧一の宮町からも区長要望がありますので、全体的なバランスを取りながら、総合的に考えたいと思っています。

他に、「中山間地域総合整備事業について」、「税の還付請求について」の質問がありました。



市道遊雀一釜割線(中間)道路側溝の状況

議会の豆知識

議員の職責

議員は、住民から選ばれ、その代表者として議会の構成員となる。したがって、議員の一言一句は、住民の意見であり、住民からの声であるというべきであり、議員が行う質疑・討論は、住民の疑問であり意見であり、表決において投ずる一票は、住民の立場に立つての真剣な一票でなければならない。

憲法第15条で「公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と定められているように、議員は住民全体の代表者であり、奉仕者である。

議員自身の判断は、全体の代表者であり、奉仕者であるという全体的立場に立つての「一般的な意思」によるもの。また、反面選挙に於いて自らの選挙母体となった地区なり組織の立場に立つての「文化的な意思」によるものの二つの側面を有する。

議員としては、この二つの側面からの判断が合致すれば問題な

いが、相反し、矛盾する場合の判断が大事であり、このような場合、議員たる者、自己の内部においてこれを調整統合し、昇華する責務を有すると理解しなければならない。

今日、地域社会は、激動する社会情勢の中で、日々進展し変革しているから議会も行政も的確に対処しなければならない。そのためには、議員がただ単に、住民の声と心を代表し、代弁するだけの役割に終始するだけではなく、一歩踏み出して、常に住民の中に飛び込み、住民と対話を重ね、住民の悩みと声をくみ取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指して、時には住民に訴え、時には住民を指導し、その実現に積極的に努力することが大事である

【以上、議員必携より抜粋】